

自治体DXサポート強化業務 落札者決定基準

1. 落札候補者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 400.0 点）により実施する。

(1) 下表により、技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	300.0 点	提案内容より最大 300.0 点の配点を行う
価格点	100.0 点	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格}^{\ast 1} \times 1.1 / \text{予算上限額})$
合計点	400.0 点	

※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない）。

(2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が2者以上の場合は、以下の順により落札候補者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が1者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が2者以上ある場合で、「自治体DXサポート強化業務に係る提案額」が最も低い者が1者のときは、その者を落札候補者とする。
- ③ 最高得点者の「技術点」、「価格点」及び「自治体DXサポート強化業務に係る提案額」が全て同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2. 技術点及び価格点の算出方法等

(1) 技術点の評価方法

- ① 技術点は、300 点を満点とする。
- ② 技術点は、審査基準書の項目ごとに以下の計算を行う。
 - ・別表「採点基準表」により5段階評価を行い、「採点」を決定する。
 - ・審査基準書の各項目の配点を5で除して、「重み」を決定する。
 - ・「採点」に「重み」を乗じた点数を、当該項目の点数とする。
- ③ ②で算出した各項目の点数の合計値を技術点とする。
- ④ 審査基準書の各項目の評価において、1項目でも記述がないと判断される者は、落札候補者とししない。

(2) 価格点の算出方法

- ① 価格点は、100点を満点とする。
- ② 価格点は、入札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した値を、予算上限額で除し、その値を1から減じて得た値に、価格点の満点である100点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。(1-(1)に示す計算式に基づき算出)

ただし、入札参加者の入札価格が、県の予算上限額を上回った場合は、落札候補者とししない。

別表「採点基準表」

採点	採点の意味合い
5	県が求める仕様に対して、標準より <u>非常に優れた提案</u> である。
4	県が求める仕様に対して、標準より <u>優れた提案</u> である。
3	県が求める仕様に対して、 <u>標準的な提案</u> である。
2	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや劣る提案</u> である。
1	県が求める仕様に対して、標準的より <u>劣る提案</u> である。

- ※ 各項目の採点内容の概ねの目安は、以下のとおりである。
- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
 - ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
 - ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。
 - ・ 県の実情を理解し、県にとって有益な提案をしている。

審査基準書

技術点

審査項目	審査基準	配点
1 委託内容		
(1)自治体情報システムの標準化・共通化に対する取組支援		
システム標準化・共通化に関する課題認識	・システム標準化・共通化に関する自治体の抱える課題をどう捉えているか。(自治体の規模の違い、庁内体制、対象事業者等)	20
ヒアリング実施と課題整理	・市町村の状況を把握するための、具体的な内容・方法、回数、範囲等が示されているか。 ・課題の整理方法について、具体的な方法が示されているか ・効果が期待できる内容となっているか	30
スケジュール案の作成	・スケジュール案を作成するための、具体的な内容・方法、手段等が示されているか。 ・効果が期待できる内容となっているか	20
相談窓口の設置・伴走支援	・市町村からの要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案が示されているか。 ・進捗管理（PMO）について遅れが発生している場合の対応含め、具体的な方法が示されているか。	30
IT調達支援	・システム標準化・共通化の調達支援を進める上で、具体的な支援策が示されているか。 また、その内容は効果的な内容となっているか。	30
職員研修の実施	・研修内容や実施方法は具体的に示されており、市町村の支援になる内容となっているか。 ・研修実施後も市町村職員が庁内で横展開できるような企画内容や実施方法等に工夫が示されているか。	20
(2)自治体DX推進全般に対する取組支援		
自治体DX推進全般に対する課題認識	・自治体内のデジタル化を始め、暮らしや産業のDXなども含め地域で進めるべきDXをどう考えるか。 ・また、その推進における課題をどう捉えているか。	20
相談窓口の設置・伴走支援	・市町村の要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案が示されているか。	20
IT調達支援	・調達支援としてどのような支援が実施できるか示されているか。	20
(3)その他		
その他	・仕様書にない事項であって、本県にとって有益となる提案が示されているか。	20
2 体制、スケジュール		
業務の実施体制	・委託業務を遂行するための体制が確立されているか。 ・市町村からの相談に対し、十分な対応が実施できるデジタル専門人材が確保されているか。 (※デジタル専門人材に関しては、略歴、経験、専門分野等を簡潔に記載すること)	40
計画的なスケジュールとなっているか。	求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。	10
業務遂行能力	・業務従事者の実績等が十分であり、国や地方公共団体において同種業務の実施実績から確実に本業務を遂行できるか。	20
1 から 2 の合計		300

見積金額による価格点

審査項目	審査基準	配点
本業務にかかる見積金額について	$\text{価格点} = 100.0 \times (1 - \text{入札価格} \times 1 \times 1.1 / \text{予算上限額})$ ※小数点第3位以下切り捨て ※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない。）	100